

京丹後市 市民と行政の協働推進指針（素案）

平成17年12月

はじめに

本市は、平成16年12月に「京丹後市行財政改革大綱」、平成17年10月に「京丹後市行財政改革推進計画（集中改革プラン）」及び「京丹後市アウトソーシング推進に関する指針」など6指針等を策定し、財政の健全化を重要な目標として、行財政運営のスリム化などを推進することとしているが、地域社会においては、少子・高齢化対策、環境問題など様々な課題を抱えている。

本市においては、今後の行財政運営を図るうえで、限られた財源を効果的に投入していく中、行政が行うことと、市民に委ねることの選択が必要であり、そのことを推進するかたちとして、行政一辺倒でなく、市民と共にまちづくりを進めることが重要であると考えます。

このことから、本市は、住民、自治組織、事業者、NPO、各種団体、行政など、地域で暮らし活動している多様な主体が、価値観の違いを踏まえながらも合意形成を図りつつ、地域の課題とビジョンを共有し、その解決と実現に向かって実践していくという「地域経営」を目指し、行財政運営を進めることが望ましいと考えます。

このため、行政は、市民と共に取り組む方が効果的な事業については、市民と目的を共有し、また市民と対等な立場でお互いを理解・協力し合ってそれぞれの役割を認識しながら共に取り組む「協働」により、今後の行財政運営を進めることが必要であると考え、協働を進めるための職員の意識づくりや、市民活動拠点整備などの環境づくり、協働事業の推進などについて定めるため、本指針を策定するものである。

この指針でいう「市民」とは、住民、自治組織（区・地区）、事業者、NPOなどの総称として用いる。

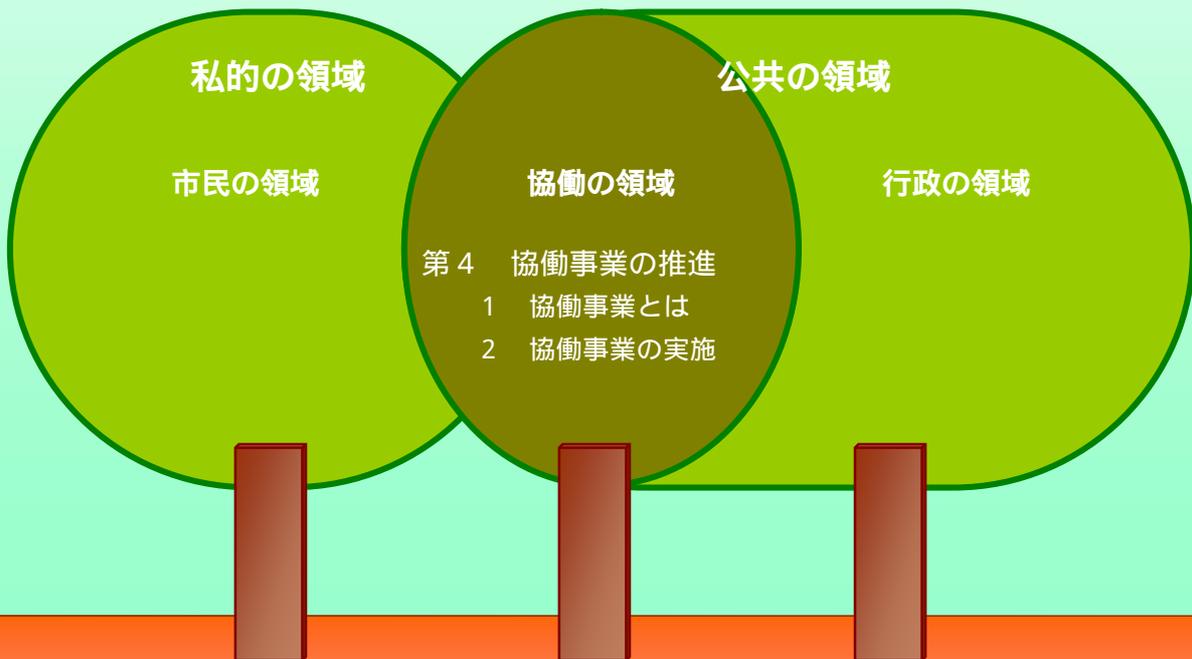


第1 協働を進めるにあたり

- 1 協働の基本的な考え方
- 2 協働にふさわしい事業

第3 協働の環境づくり

- 1 情報の共有
- 2 まちづくりリーダーの養成等
- 3 財政支援
- 4 市民活動拠点整備
- 5 自治基本条例の制定



第2 協働の土壌づくり

- 1 職員の意識づくり
- 2 協働の推進体制

第1 協働を進めるにあたり

1 協働の基本的な考え方

本市は、市民と共に進める地域経営を目指すため、市民と行政の協働を推進する。

そのためには、行政の職員の意識づくりなど行政側の「協働の土壌づくり」の取り組みを進めるとともに、情報の共有や市民活動拠点整備など市民に対する「協働の環境づくり」の取り組みを進めることが必要である。

それらのことを進めることにより、これまで行政が主体となって担ってきた「公共」のうち、市民と共に取り組むほうが効果的な施策については、市民と行政の「協働」によって担っていくことを目指すものであり、このことを積極的に推進する。

2 協働にふさわしい事業

「協働」にふさわしい事業は、固定的なものではなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えなければならないが、現在では、例えば次のものが考えられる。

(1) 地域ごとのきめ細かい対応が必要な事業

〔例〕

- ・ 高齢者等の支援・・・高齢者の介護支援活動
- ・ 子育て支援・・・・・・・・子育て支援センター活動

(2) 地域社会との密接な連携が必要な事業

〔例〕

- ・ 防犯・防災・・・・・・・・防災訓練の実施
- ・ 環境対策・・・・・・・・ゴミの減量化（分別収集）
- ・ 青少年の健全育成・・・健全育成のための巡回活動

(3) 地域社会との合意形成が必要な事業

〔例〕

- ・ 都市計画、環境、福祉分野など地域社会との合意形成のもとに行われる計画

第2 協働の土壌づくり

市民と行政の協働を進めるため、行政の職員の意識づくりと、協働の推進体制といった行政側の「協働の土壌づくり」の取り組みを推進する。

1 職員の意識づくり

研修への参加等により協働について理解を深めるとともに、職員の意識改革を図るため、次のことを実施する。

(1) 職員研修の実施

- ・ 協働に関する先進事例等の研修
- ・ 職員の業務の相互学習

(2) 市民活動への積極的な参加の促進

職員も地域の一員であることから、地域の催しや市民活動へ積極的に参加し、地域課題を敏感に捉える力を磨くとともに、市民との信頼関係の構築に努める。

なお、本市においては、次のようなボランティア制度がある。

参考：京丹後市のボランティア制度

〔京丹後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（特別休暇）第15条第1項第4号〕

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき、一の年において5日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

2 協働の推進体制

協働を全庁的に展開し、庁内での方針の徹底や成果の共有、庁内の連携を図るため、行財政改革推進本部を中心に取り組みを進める。

第3 協働の環境づくり

市民との協働を進めるため、情報の共有、市民活動拠点整備など、市民に対する「協働の環境づくり」の取り組みを推進する。

1 情報の共有

市民と行政がお互いに信頼できる関係を築き、協働を進めるためには、市民と行政がそれぞれ持っている情報を共有することが重要である。

このため、市民にとって「わかりやすい」ということに視点を置き、積極的な情報提供・共有の取り組みを一層推進する。

パブリックコメント制度の実施（継続的实施）

政策広報の推進（継続的实施）

声の広報の充実（継続的实施）

出前講座（継続的实施）

市長のタウンミーティングの実施（継続的实施）

行政懇談会の実施（継続的实施）

ご意見箱の設置（継続的实施）

開放市長室の実施（継続的实施）

「わかりやすい予算書」の発行（継続的实施）

2 まちづくりリーダーの養成等

市民との協働を進めるためには、専門知識や経験、ノウハウを持った市民の協力が不可欠であり、また、その核となる人材の育成が必要である。

このため、まちづくりリーダー養成、組織運営のマネジメント研修など必要な知識や技術をつけることができる機会や場の提供を積極的に行う。また、専門知識や経験、ノウハウを持った市民を人材バンクに登録し、希望する団体などにアドバイザーとして派遣する制度を創設する。

地域づくりリーダー養成講座の実施（平成18年度実施）

人材バンク制度の創設（平成18年度実施）

3 財政支援

市民との協働を進めるため、その核となる市民団体等の公共・公益的な活動を支援するための助成制度等を検討する。

4 市民活動拠点整備

市民との協働を進めるためには、市民活動団体等との連携が必要であることから、市民活動団体等が活動する拠点の整備を図り、各種講座の実施や市民活動に関する情報の提供などを推進し、協働の環境づくりに努める。

なお、本年10月に京都府において設置された「丹後NPOパートナーシップセンター」や京丹後市社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等との連携を図り、それぞれの事業が有効なものとなるよう、取り組みを推進する。

市民活動支援センターの設置（平成19年度実施）

（機能）

〔例〕

- ・ 市民活動に関する打合せや研修の場の提供
- ・ 市民活動に関する情報の提供
- ・ 地域づくりリーダー養成講座の実施
- ・ 人材バンク制度の運営
- ・ IT技能サポートセンターの運営
- ・ まちづくり活動推進支援事業の実施
- ・ 各種団体（福祉団体、社会教育団体など）の事務局機能

（運営）

市民が主体となっていく。

IT技能サポートセンターの設置（平成19年度実施）

市民のIT技能修得の支援を図るため、社会教育施設や庁舎空き部屋等を利用し整備する。

市民局庁舎の有効活用（継続的実施）

市民局庁舎の空き部屋等を利用し、地域の各種団体（福祉団体、社会教育団体など）の事務局機能の配備に努める。

5 自治基本条例の制定

市民と行政の役割を明確化し、市民参画型行政を推進し「市民が主役」「市民起点」のまちづくりの実践を図るため、住民自治に関する基本原則を規定し、他の条例に対して最高規範性を持つ自治基本条例を制定する。（平成19年度実施）

この指針でいう「市民活動」とは、市民が行う自発的で非営利の社会貢献活動を「市民活動」とし、その活動を行う団体を「市民活動団体」と定義する。

なお、ボランティア団体、NPO、NPO法人についても「市民活動団体」とする。

ボランティア団体・・・社会貢献活動に参加する団体

NPO・・・民間非営利組織（Non Profit Organizationの略）

NPO法人・・・特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人

第4 協働事業の推進

1 協働事業とは

協働事業とは、「第1 協働を進めるにあたり」の「2 協働にふさわしい事業」に当たるもので、協働という手法により、次のような市民の優れた特性を活かし、市民と共に取り組む方が効果的な事業のことである。

市民活動団体

これらの団体は、社会の変化による新たな課題に対して、独創性、先駆性、専門性、柔軟性、機動性を持ち、きめ細かいサービスを提供できるという優れた特性を持っている。

自治組織

区・地区といった自治組織は、今まで地域社会において、様々な問題への対処、良好な環境の維持、地域住民の親睦を図るなどの役割を果たし、地域における継続性や総合性など、優れた特性を持っている。

事業者

事業者は、専門的な知識や技術、設備などの経営資源を活用して、地域社会に貢献できるという優れた特性を持っている。

2 協働事業の実施

今後、協働事業の実施にあたっては、行財政改革推進本部を中心に、全庁的に「協働の土壌づくり」及び「協働の環境づくり」の取り組みを推進し、職員は協働の視点を持ちながら、各部局において協働事業を積極的に実施していく。

また、平成18年度から、各部局の既存の事業について評価を行い、協働事業で実施する方が適当と判断するものについては、協働事業への転換を図る。